参与設置規程

(設 置)

第1条 この組合の円滑なる運営を図るため参与を置くことができる。

(任 命)

- 第2条 参与は次に掲げる各号を基準に、理事長が任命する。
 - 一 組合において常務理事の経験を有する者
 - 二 組合事務に堪能な者
 - 三 その他、健康増進事業等の分野についての識見を有する者

(任期)

第3条 参与の任期は任命した理事長の在任期間とする。但し、再任を妨げない。

(職 務)

- 第4条 参与は次に掲げる各号について、常務理事に意見を述べ、理事長の裁決に参与することができる。
 - 一 組合会及び理事会の招集並びに提案事項に関すること
 - 二 諮問機関の委嘱等に関すること
 - 三 諸規程の制定及び改廃に関すること
 - 四 組合検査に関すること
 - 五 その他、理事長が指定する事項

(勤務等)

- 第5条 参与の勤務等に関しては理事長が定める。
- 2 就業規則は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。